

都市型人工海浜の整備促進方策に関する研究

— (その2) 東京湾沿岸の人工海浜全9件の法的位置付けについて—

A Study on the Ideal Way to Promote Urban Artificial Beach

-(Part 2) About the legal position of all artificial beaches in Tokyo bay area -

○松岡七海¹, 岡田智秀², 落合正行², 戸木田賢哉³

*Nanami Matsuoka¹, Tomohide Okada², Masayuki Ochiai², Kenya Tokita³

Abstract: The purpose of this study is to clarify the ideal way to promote urban artificial beaches in Tokyo bay area. As a result, this paper clarified the legal position of urban artificial beach.

1. 研究目的; 前稿では, 東京湾沿岸の人工海浜全9件を対象に, 背後地域の土地利用から各人工海浜の整備実態を捉えた. その中で, 人工海浜ごとに東京都海上公園条例や都市公園法, 港湾法あるいは海岸法など, 適用されている法制度が複数存在していることがわかった. 都市型人工海浜の整備をより促進するという本研究のねらいを鑑みると, これらの複雑化している法制度を整理する必要があると考える.

そこで本稿では, 前稿で取り上げた東京湾沿岸の人工海浜全9件(図1)を対象に, 整備に関連する法制度から人工海浜の整備実態を明らかにすることを目的とする.

2. 研究方法; 本稿では表1に示す調査を実施した.

3. 結果および考察; 以上をふまえ, 東京湾沿岸の人工海浜全9件(①~⑨)の構成要素を示す断面図に管理区分(A)と適用法令の区域区分(B)を示したものが図2である. 以降はこれをもとに考察する.

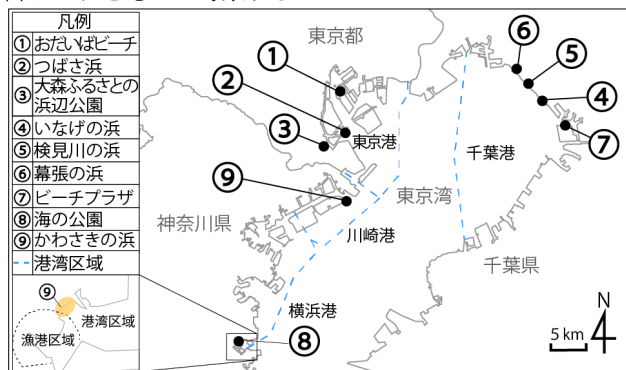


図1 各調査対象事例の位置 [筆者作成]

表1 調査概要 [筆者作成]

文献調査	
日時	2019年4月1日(月)~9月22日(日)
対象	国土交通省HP ¹⁾ , 東京都港湾局HP ²⁾ , 港区HP ³⁾ , 大田区HP ⁴⁾ , 当該施設の各公式HP ⁵⁾ ~ ¹³⁾ , 横浜市港湾局HP ¹⁴⁾ , 川崎市港湾局HP ¹⁵⁾ , 川崎市HP ¹⁶⁾ , 行政資料 ¹⁴⁾ ~ ¹⁷⁾ , HP ¹⁾ , 千葉県県土整備部港湾課HP ¹⁸⁾ , 横浜市HP ¹⁹⁾
目的	当該施設における港湾区域, 海岸保全区域, 港湾計画の把握 当該施設の用途地域等, 都市計画情報の把握 当該施設の整備状況, 施設配置, 管理者の把握
聞き取り調査	
日時	2019年9月6日(金) 2019年8月30日(金), 9月2日(月)~5日(水), 10日(火)
方法	直接対面式 電話ヒアリングおよび郵送アンケート
対象	千葉県都市局公園緑地部 美浜公園緑地事務所 東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課, 港区都市計画課, 大田区都市計画課, 川崎市都市計画課, 川崎市都市計画課, 川崎市まちづくり局都市計画課, 千葉県県土整備部港湾課, 千葉県県土整備部千葉港湾事務所, 千葉県県土整備部公園緑地課, 横浜市都市計画課, 横浜市南公園事務所, 川崎市都市計画課, 川崎市まちづくり局都市計画課
目的	「稲毛海浜公園」の管理状況, 「いずみ野浜」の整備状況および適用法の把握 当該施設の整備状況および関連法規の把握

(1) 管理区分; 図2 (A) より, 人工海浜の管理者は公園管理者と港湾管理者の2者がみられた. 公園管理者のみが管理する人工海浜として, 対象事例①, ②は東京都海上公園条例が, 対象事例③, ④, ⑧は都市公園法が適用されている. 港湾管理者のみの人工海浜は, 対象事例⑤, ⑦であり, 港湾法と海岸法が全域に適用されている. 一方で, 対象事例⑥は背後の公園を公園管理者が, 砂浜は前後に分けて公園管理者と港湾管理者の2者で管理されており, その境界線は図2 (A) (B) に示す通りである. このため, イベント等により砂浜を占有する場合は2つの部署へ届出を出す必要があり, 「千葉県立都市公園条例」と「千葉県使用料及び手数料条例」にもとづき料金を徴収するなど, 複雑な管理区分ゆえに利用の際の手続きの煩雑さが生じている.

(2) 都市計画法による線引き; 図2 (B) より, 主に砂浜と公園との境で都市計画法の線引きがみられるのがわかる. その中で, 対象事例①では砂浜背後の広場内で区分がみられ, これはかつての護岸の位置が影響していることがわかる. また, 対象事例①, ②, ③では砂浜が市街化調整区域に指定されており, これは半永久的に用途変更が想定されないためだという. 例外として対象事例⑨は, 基幹的広域防災拠点に位置付けられているため, 国が人工海浜を所有しており, 砂浜や突堤天端上の広場, およびその内側の水域までもが商業地域と臨港地区に指定され, 唯一水域に都市計画法の市街化区域が設定されている事例となっている. 都市計画法の線引きは, 用途地域による建築物の制限等, 施設を整備していく際に大きく影響するため, 詳細に把握しておくべき内容である.

(3) 水域の位置付け

1) 水域の管理; 水域は港湾管理者が管理するのが一般的であるが, そのほかに東京都海上公園条例では, レクリエーション水域として水域が公園内に位置付けられている. 一方で, 都市公園は都市公園法第二条¹⁸⁾によると, 人工海浜は“修景施設”に該当すると読み取れるが, 水域に関する直接的な記載はみられない. しかし, 対象事例③の前面

1: 日大理工・院(前)・まち 2: 日大理工・教員・まち 3: 日大理工・学部・まち

の水域は都市公園内とされており(図2(B)), 現に2005年の都市計画決定を経て, 今では都市計画施設として指定されている。この水域は平和島運河の一部であり, 運河は都市計画法第十一条第一項¹⁹⁾によると, 都市計画施設に指定可能なため, 水域を都市公園として位置付けていると推測する。さらに, 対象事例④の前面の水域も都市公園内施設とされているが(図2(B)), その経緯は不明であるという。さらに, 公園管理者が管理する港湾区域内の水域は, 港湾法第三十七条にもとづき, 現在でも港湾局へ水域占用の更新を行っているとのことである。

2) 水域における適用法: 図1より, 人工海浜全9件とも港湾区域内に存在するが, 対象事例⑧は前面の南西側水域が漁港区域となっており, 唯一砂浜前面の水域に漁港漁場整備法が適用される事例である。このように, 陸域だけでなく水域までもが一律の位置付けにない実態が捉えられた。

以上より, 東京湾沿岸の人工海浜は, 管理者に差異がみられたことに加え, 都市公園法や港湾法, 海岸法などの複数の法制度が複雑に重なり合っているほか, 都市計画法による線引きも人工海浜ごとで異なることを捉えた。こうし

た中で, 東京都海上公園条例のように東京都港湾局による一括管理の中で東京都独自の規則が存在することや, 都市公園のような曖昧な人工海浜の位置付け, また対象事例⑨のような国により指定された事例等から鑑みると, 対象事例⑤, ⑥, ⑦のような砂浜および水域に明確な位置付けをもつ人工海浜は, 都市部における人工海浜促進方策という観点からみると, 望ましい法的位置付けであると考えられる。今後は, 本研究で取り上げた東京湾沿岸の人工海浜全9件の整備背景やその過程も捉えていく所存である。

謝辞: 本調査にご協力頂いた当施設関係者の方々に厚く御礼申し上げます。
参考文献: 1) 国土交通省 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 2) 東京都港湾局 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 3) 横浜市 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 4) 川崎市 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 5) 千葉県県土整備部港湾課 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 6) 港区 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 7) 大田区 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 8) 千葉市 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 9) 東京港埠頭株式会社 HP, <http://www.tptc.co.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 10) 東京港南部地区海上公園ガイド HP, <http://seaside-park.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 11) 幕張海浜公園 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 12) 千葉ポートパーク HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 13) 海の公園 HP, <http://www.mlit.go.jp> (最終閲覧日:2019.9.22) / 14) 東京都港湾局:「東京港便覧」, 2018 / 15) 千葉県県土整備部港湾課:「検見川の浜及び稲毛海浜公園検見川地区の管理等に関する協定書(別図)」, 2019受領 / 16) 千葉県企業庁:「海浜ニュータウン 幕張A地区及び幕張C地区基本設計」, p.347, 1978.3 / 17) 千葉市:「稲毛海浜ニュータウンのあゆみ」, p.117, 1984 / 18) e-Gov, https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsq/0500/detail?lawId=331AC0000000079(最終閲覧日:2019.9.22) / 19) e-Gov, https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsq/0500/detail?lawId=343AC0000000100(最終閲覧日:2019.9.22)

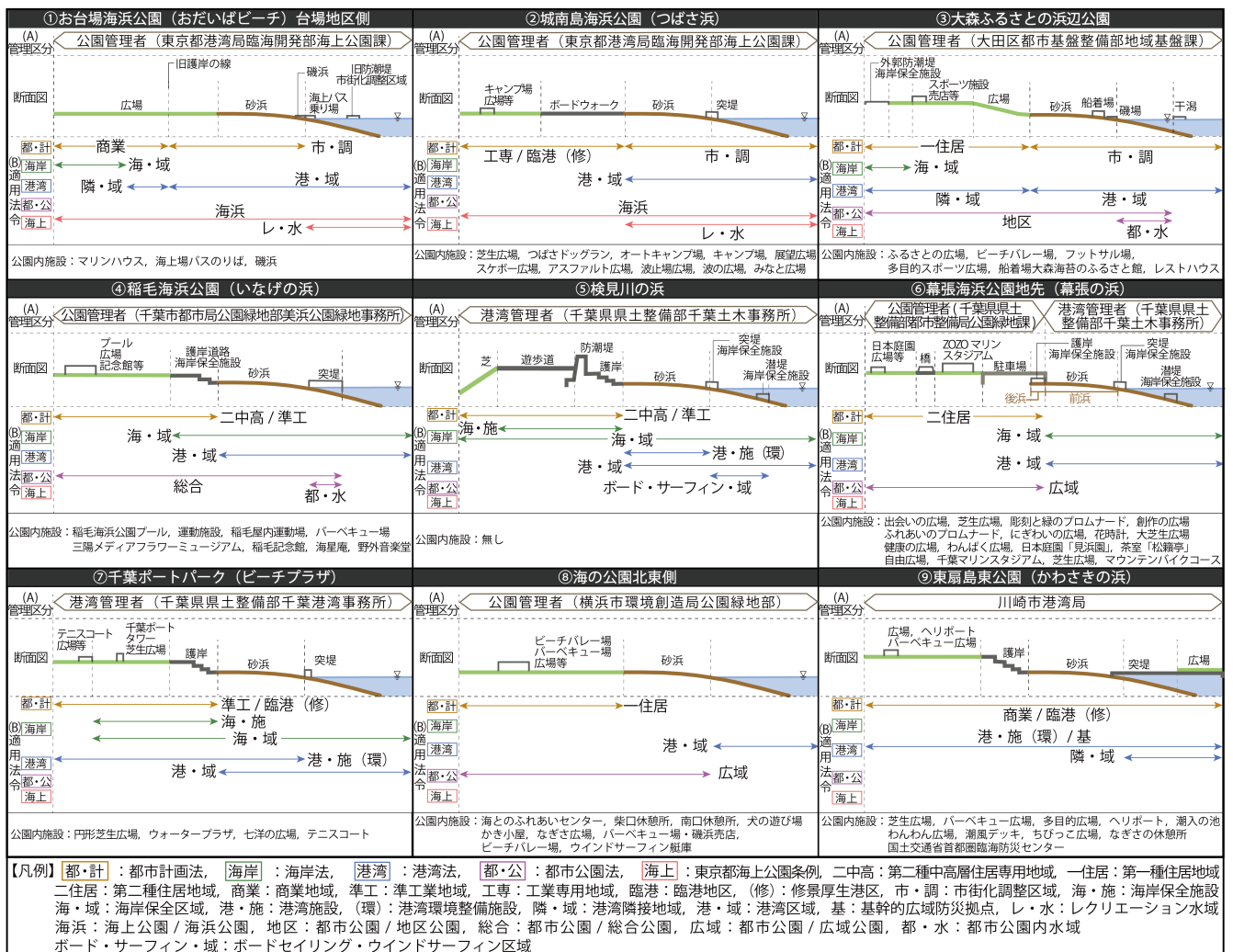


図2 東京湾沿岸の人工海浜全9件の管理区分および区域区分 [参考文献^{1)~17)}をもとに筆者作成]